

## 第 61 回以降の B C S 賞について

第 61 回以降を対象に、本賞について行った発展的見直しについて説明します。募集要項を補足するものとしてご参照ください。

### BCS 賞の根幹である「目的、総合評価、三位一体」を「継承」

#### 賞の主旨は創立当初から不変です

建築主、設計者、施工者の三者を表彰対象とする「三位一体」と特定の分野・観点に偏らない「総合評価」、これによる良質な建築資産の創出を目的とする顕彰制度であることが他の賞にない独自性として高く評価されており、60 年の歴史と共にこれを継承します。

具体的には、以下について第 61 回以降も賞のあり方として継承していきます。

1. 選考基準 : 建築の事業企画、計画・設計、施工、環境及び建築物の運用・維持管理等に関する総合評価
2. 表彰対象者 : 建築主・設計者・施工者の三者を表彰
3. 選考対象 : 供用開始後 1 カ年以上を経過した建物
4. 選考委員 : 学識委員、設計者、本会会員会社委員で構成する 12 名
5. 受賞作品集 : 毎回の受賞作品を和・英両文併記の「BCS 賞作品集」に編纂
6. 顕彰方法 : 表彰式の開催、表彰パネル（ブロンズプレート）・賞牌の贈呈

以上を基本とし、BCS 賞の「進化」を図るために評価軸の拡充・明確化などの見直しを行いました。見直した点について以下で詳しく補足説明します。

### ■評価項目について

募集要項中の「選考基準」の項目 1～3 には、選考における大原則が記載され、項目 4 には以下の 5 つの評価項目及び評価軸が示されています。

事業企画	事業プログラムの健全性、社会貢献に係わる先見性
計画・設計	デザイン・技術の適切性、設計全般に係わる先進性
施工	管理手法の適格性、難条件克服・技術伝承・生産技術に係わる革新性
環境	地域環境・地球環境の持続性、生活環境に係わる上質性
維持管理	施設の運用性、ライフサイクルに係わる波及性

受賞作品選考に際してのこれら評価項目及び評価軸の捉え方は以下のとおりです。

- ・ 5つの評価項目の評価軸には次の2つの評価の視点があります。第一に与条件の解決に取り組む求心性を、第二に企画的技術的チャレンジとしての発展性を位置づけ、この2つをもって、BCS賞の特徴である「三位一体」（建築主、設計者、施工者の相互の協力関係）の「深さと広さ」（統合性と多様性）を明確に示すことで、時代の要請に応える「進化」としての「わかりやすさ」を目指しました。
- ・ 評価軸は、分野ごとの点数化やウエイト付けの「要素点」ではなく、評価項目を横串にする「達成度」によって、建築主、設計者、施工者の「三位一体」の強固なチームプレイの「成果と個性」を、総合評価によって余すところなく審査することを意図したものです。
- ・ 同時に評価軸は、審査のプロセス全体を通して、選考委員にとっての共通のキーワード、共通の土俵を明示するものでもあり、選考委員等の任命規定からマスコミへの発表に至るまで、印象評価ではない総合評価としての「審査の一貫性」を明確化するものです。
- ・ あわせて「代表作品」の総合的な評価軸を示して、従来の「代表作品」の位置づけをより明確化するもので、また従来の「特別賞」の実績を活かして今後想定される分野を大枠として取り込み、「本賞」としての「わかりやすさ」を徹底するとともに、審査の厳格化とBCS賞のメッセージ性を表明するものです。

## ■選定理由の公表について

各受賞作品について、当該作品の優れている点を評価項目に沿って分かりやすく示した選定理由を公表します。

## ■代表作品の選定について

受賞作品の中から建築主、設計者及び施工者の相互の協力関係などを勘案して、「代表作品」1 作品を選定し、その選定理由をその年度の全体的な傾向と関連させながら示します。

これは代表作品を通じて B C S 賞全体の対外的発信力を高めることを目的としているもので、他の受賞作品との間に優劣をつけるものではありません。

## ■受賞作品数について

第 60 回までは「優良な建築物 15 点内外」に加えて「特別賞」（対象作品がある場合）を選定してきましたが、今回、

- ① 多様化している応募作品に対応するために必要な受賞作品数を確保する
  - ② 審査過程の明確化と相俟って一定の水準を維持するために上限を設ける
- という 2 つの方針のもとに、受賞作品数は、「代表作品」を含め全体で 15 作品以内となりました。

また、下記理由から特別賞は廃止することとしました。

## ■特別賞の廃止について

1977 年に特別賞を創設して以来 40 年以上が経過し、B C S 賞における特別賞の存在は広く認知されていますが、この度、次の理由から特別賞を廃止することとしました。

- ・特別賞の目的である「特に優れている固有課題」の認識が共有されてくるとともに、「特に優れている固有課題」と通常の評価項目・尺度との関係が曖昧であるという課題が指摘されていました。
- ・今回、第 61 回以降の評価項目・選定過程が拡充・明確化されたことで、今後想定される分野を（特別賞とすることなく）大枠として本賞の範疇に含めて評価することが可能となりましたので、特別賞はその役割を果たしたと判断し、廃止することで賞の性格の明確化を図ります。

以上